

### 1. 組織名

日本労働組合総連合会(連合)

### 2. 提出意見①

#### 該当する交渉分野

労働

#### 意見

○TPPはアジア太平洋地域における高い水準の貿易自由化を目指すものであるが、各国の労働法をみると国際労働機関(ILO)が定める中核的労働基準を満たし公正な自由競争を担保しているとはいえない。中核的労働基準が各国の国内法によって保障され、TPP協定においても明記できるよう各国に対し関係法令の整備を求める。

○各国は監督機能を強化し、労働法の実効性を確保する必要がある。また、労使の参加による、ILOが定める中核的労働基準を遵守するチェック機能を担保する方法を検討するよう求める。

○紛争の未然防止を目的とする制裁措置が議論されていると言われているが、その内容は不明であり、具体的内容を明らかにするよう対応を求める。

○国内外からの投資誘致や価格競争の促進を目的として、例えば国内法令の適用除外を可能とする規定等、労働基準の引き下げにつながり得る規則の制定は禁止するよう求める。

○これらに加えて日本に対しては、中核的労働基準に関する未批准の2条約(第105号、第111号)の批准に向けた手続を速やかに行うよう対応を求める。

### 3. 提出意見②

#### 該当する交渉分野

商用関係者の移動

#### 意見

○事実上外国人の単純労働を可能とする在留資格、就労資格の緩和がなされた場合、いわゆる単純労働者を含む外国人労働者の受入が増加する可能性がある。そうすると、日本の雇用状況や労働条件のみならず、社会保障・治安など国民生活にも大きな影響を及ぼしかねない。また、外国人受入の基盤が未整備の中、受入だけが加速された場合、外国人労働者に対する劣悪な労働条件や、賃金未払いが増加するほか、人権侵害なども発生するおそれがある。

現状では上記のような事態が発生する可能性は低いものの、引き続き交渉状況を注視するよう求める。

○併せて、医師・弁護士などの資格・免許の相互承認が認められることになれば、国内雇用・労働基準に悪影響を及ぼすほか、資格によっては国民の身体・生命に影響を与えかねない可能性がある。

商用関係者に含まれる専門職の移動について、我が国が認めない職種があがった場合など、労働の移動に関する問題が出てきた場合は、労働組合を構成メンバーに含めた検討委員会などを設置するよう求める。

#### 4. 提出意見③

##### 該当する交渉分野

物品市場アクセス、貿易救済

##### 意見

○現在わが国の食料自給率は39%（熱量ベース）、穀物にいたっては26%と、先進国の中では極めて低位にあり、米国・カナダ・豪州といった、食料自給率が100%を大きく越えるTPP参加国とは明らかに環境が異なる。世界的な人口増加の潮流の中、食料が国家的戦略物資であることに留意し、自給力の維持・向上を担保する必要がある。

また、関税の撤廃により、わが国の戦略的なセンシティブ品目であるコメ・乳製品・砂糖・麦・畜産をはじめ、経営基盤の脆弱な農林漁業および関連産業、地域経済への影響が懸念される。

これらの懸念が払拭・軽減されるよう、粘り強い交渉を行うことを求める。

#### 5. 提出意見④

##### 該当する交渉分野

SPS(衛生植物検疫)

##### 意見

○WTOのSPS協定で認められているとおり、輸入食品の安全措置は加盟各国の権利である。食の安全・安心は、国民生活の基礎であり、いのちに直結する最重要な課題のひとつである。

従って、牛肉の輸入規制、食品添加物および残留農薬の基準、遺伝子組み換え食品の表示規制など、既存の国内基準の緩和を余儀なくされることのないように、万全を期すことを求める。

## 6. 提出意見⑤

### 該当する交渉分野

物品市場アクセス、投資、金融サービス、知的財産

### 意見

○日本の公的医療保険制度については、TPP交渉の対象外とし、医療を必要とするすべての人が、負担可能な費用負担で、良質な医療を過不足なく受けられるよう国民皆保険を堅持するよう求める。

○日本の公的医療保険制度において、薬剤を含む診療報酬点数は、医療保険者、保険料を支払う労使の代表、患者の代表、医療提供者などが参画する厚生労働省「中央社会保険医療協議会」での議論を踏まえて決定されている。TPP締結によって、こうした仕組みが貿易上の障壁と見なされるおそれがある。そのため、日本の公的医療保険制度はISDS条項（投資家対国家の紛争解決条項）の対象外とするよう求める。

○日本では、国民皆保険制度により、一定の質が担保された医療への公平なアクセスを保障するため、保険診療と自由診療の組合せ（混合診療）は基本的に認められていない。しかし、TPPに参加する各国の医療保険制度が異なる中で、保険診療を重視した日本の公的医療保険制度を変更するよう要請された場合、すべての国民が一定の質の医療を公平に負担可能な費用負担で受けられなくなるおそれがある。そのため、混合診療は原則として認めず、患者の安全性の確保を最優先し、保険外併用療養費制度の安易な拡大は行わないよう求める。

○他国で締結されたFTAに、既存の各国基準を超える特許権保護の強化が盛り込まれたことにより、後発医薬品の流通が遅れ、特に開発途上国において安価な医薬品へのアクセスが後退したと指摘されている。TPPの交渉においては、開発途上国で安価な医薬品の提供を後退させる試みが行われないうよう求める。

○日本の医療機関の約8割は医療法人であり、同法人は事業の永続性を担保するため非営利とされている。同法人以外の設置者として国、地方自治体、独立行政法人、医療法人、社会福祉法人等があるが、株式会社の参入は企業立病院と構造改革特区以外認められていない。

TPPに参加する各国の医療提供体制における法規制が異なる中で、株式会社の参入を要請された場合、利益の出ない地域や診療科等からの撤退、患者の選別などが行われ、国民の医療アクセスが脅かされるおそれがある。また、皆保険を前提とした場合、医療費の増加、保険料負担の高騰、ひいては皆保険の崩壊を招きかねない。

医療・福祉等のサービス提供者に関する経営形態のあり方については、利用者本位の立場から確実に良質なサービスが提供されるよう、事業の継続性、経営状況や労働関係法令遵守事項を含めた透明性、他事業との経営・財務の分離、配当の制限など独立性、収益の国民還元を確保するよう求める。

## 7. 提出意見⑥

### 該当する交渉分野

競争政策、金融サービス

### 意見

○共済や郵政関係などの保険・保障分野について、自由化・規制緩和を求められる可能性がある。特に共済は、営利団体である民間保険会社とは異なり、農業協同組合法や消費生活協同組合法など、その成り立ちに応じた法を根拠としており、それぞれの担当省庁の監督の下、運営されている事業であり、その位置づけや国民生活に与える影響を考慮し、適切に対応するよう求める。

○非営利の協同組合や労働金庫などに対する法人税の軽減税率を見直すよう求められることが懸念されるが、これらは「相互扶助や協同・連帯の理念」に基づいて特定のメンバーで出資・利用・運営され、かつ「新しい公共」の担い手としても期待されている重要な社会的存在である。したがって、営利団体である民間企業とはその位置づけが異なる点を踏まえ、現行の法的規制の適用や軽減税率の適用を堅持するよう求める。

## 8. 提出意見⑦

### 該当する交渉分野

投資

### 意見

○投資家対国家の紛争解決 (ISDS) 条項の協定盛り込みを要求されることが懸念されているが、当事国の政府や公的機関が有する社会、環境、経済分野に係る法規を定立する権限などに悪影響を及ぼすことがあってはならず、安易な導入をしないよう求める。

## 9. 提出意見⑧

### 該当する交渉分野

政府調達

#### 意見

○政府調達の公開入札基準額の大幅な引き下げや、地方政府機関の調達の外資への開放が更に進むことにより、公共サービスの入札と競争は過激化する可能性がある。

また、外国企業が落札した場合、地元や国内の業者ほどには資金が現地に還流されないことから、地方経済の資金の循環が途切れるとともに、金額的にも日本の市場規模は米国を除いて非常に大きいため、公共工事の受注を通じて日本から資金が国外流出するおそれがある。

さらに、地方政府機関の調達対象が更に拡大された場合、特に小規模の地方公共団体においては、海外事業者との締結が著しく低いという現状に鑑みれば、仕様書などの書類作成や入札から決定までの説明等において、言語の違いなどによる多大な事務負担を強いることになる可能性が高い。

上記のようなことから、調達基準額の引き下げや対象となる地方政府機関の拡大に対しては、質の高い公共サービスが担保されることを前提とした対応を行うよう求める。

## 10. 提出意見⑨

### 該当する交渉分野

環境

#### 意見

○資源循環に起因する環境影響を未然に防止し国境を越えた資源循環を円滑に運用すること、また、日本国内のリサイクル事業を健全化する観点から、バーゼル条約の遵守に加え、バーゼル条約・廃棄物処理法のいずれにおいても対象外となっている中古製品の扱いに関して、廃棄物を「中古製品」と称して輸出する脱法行為を防止する措置を求める。

また、各加盟国内で使用が禁止されている農薬や有害物質を他の加盟国に輸出することを実質的に禁止する措置を求める。

○環境関連条約の遵守(生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書、気候変動に関する国際連合枠組条約を含む)を求める。

また、ISDS条項は環境分野には適さないので対象外とするよう求める。一方で、途上国に対する「特別かつ異なる待遇(special and different treatment S&D)条項」については、環境分野を対象外とし、全ての参加国に等しく環境保護を遵守させ、地球環境の保全とともに公正な競争の実現を求める。

○日本の農林業は、生物多様性や治水など環境保全の観点から多面的な役割を担っている。とりわけ、自然環境と調和した暮らしや豊かな生態系を担う「里山」などが、安価な農産品の輸入により放棄され荒廃することのないよう、TPPの前文に「地域の環境保全と地域文化を崩すことなく、経済的なメリットと調和させる」ことを明記するとともに、特段の措置を求める。

11. 提出意見⑩

該当する交渉分野

知的財産、環境

意見

○TPPにおいて、生物多様性条約の遵守とともに、遺伝資源利用を含めたルールについて環境上適正に利用すること、保存し維持すること、遺伝資源または伝統的な知識に基づく発明の特許に関する情報の共有を促進することなどを規定するとともに、知的財産権の保護を実現するよう求める。

12. 提出意見⑪

該当する交渉分野

全体

意見

○国民生活に大きな影響を及ぼす懸念事項について、万全の対策を講じるとともに、可能な限り国民への情報開示を行うなど、国民的合意形成に向けて丁寧な対応を行うよう求める。

○交渉参加を通じて得た情報について、ステークホルダーへの説明会や意見聴取の場を定期的に設けるなど、適切な情報開示を行うよう求める。同時にラウンド開催国においても説明会を行うよう働きかけることを求める。

【参考】 TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項